

「緑の分権改革」推進事業 募集要領

平成22年1月14日

総務省自治行政局緑の分権改革推進室

1. 趣旨

地域においては、少子高齢化・人口減少社会が到来する中であって、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、低炭素型社会への転換等の改革の推進を図ることが喫緊の課題である。

すなわち、地域主権型社会を確立するため、行財政制度のみならず、個々人の生活や地域の経済における基本問題であるエネルギーや食料の供給構造も考慮した、地域主権を目指すことが求められている。

そのため、それぞれの地域資源（豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金）を最大限活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、「分散自立型・地産地消型社会」、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」の構築を目指す「緑の分権改革」を推進することとしている。

平成21年度において「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）の3つの柱のうち、環境対策として、地域の低炭素化の推進を図るため、地域のクリーンエネルギー資源の把握とその活用に係る実証調査を国の委託事業として実施する。

2. 応募団体等

(1) 応募団体

都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

(2) 応募団体は、以下に留意すること。

- ・都道府県においては、市町村（特別区を含むものとし、指定都市は除く。以下同じ。）に再委託して実施する事業もあわせてとりまとめの上、応募することとする。
- ・都道府県がとりまとめる委託調査に参加する市町村は、平均的規模の県で3団体を基本とするが、実施内容に応じて増減することができる。
- ・なお、市町村については定住自立圏（「定住自立圏構想推進要綱」（平成20年12月26日総行応第39号）第6（1））等の連携により設立する主体を1団体として委託調査に参加することもできる。

3. 募集する提案

(1) 委託事業の内容

本事業の内容は、地方公共団体における、地域のクリーンエネルギー資源の賦存量、利用可能量等の調査及びその活用に係る実証調査を行うものとする。

①クリーンエネルギー資源の賦存量、利用可能量等の調査

都道府県が行う都道府県単位調査においては当該都道府県全域におけるクリーンエネルギー資源の賦存量、利用可能量等を把握（一部推計による場合も含む。）するもの、市町村単位調査はより詳細に把握するものが想定される。

②クリーンエネルギー活用の具体的な事業展開のための実証調査

住民による共同設置等をはじめ応募団体の創意工夫を生かした取組であって、今後、継続的なクリーンエネルギーの活用が見込まれるものとし、例えば以下に掲げる取組が想定される。

- ・太陽光、風力、小水力、バイオマス発電等を見据えたデータ収集、シミュレーション・分析及び発電システムの実証実験の実施等
- ・ヒアリングやアンケート等を通じたクリーンエネルギーの活用に係る課題の把握・整理及び本格実施に向けたデータ収集、シミュレーション・分析
- ・固定価格による買取制度の仕組み（独自の助成等）を構築することを見据えたデータ収集、シミュレーション・分析

(2) 委託金額

本事業は予算の範囲内で選定する。

①都道府県単位調査・指定都市単位調査

1団体あたりの事業額は3000万円以内を目途とするが、下記②の実証調査も行う場合においては5000万円以内を目途とすることとする。

- ・クリーンエネルギー資源の賦存量、利用可能量等の調査に係る費用

②市町村単位調査

平均的規模の県で3団体を基本とし、1団体あたりの事業額は5000万円以内を目途とする。

- ・クリーンエネルギー資源の賦存量、利用可能量等の調査に係る費用
- ・クリーンエネルギー活用の具体的な事業展開のための実証調査に係る費用

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではなく、また事業の実施に係る経費は、事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いする。

また、直接調査を実施するのは市町村のみである場合、都道府県において事業内容の決定、事業運営方針の決定、進行管理等を行う上で必要となる事務的経費について、事業額に含めることができることとする。

(3) 委託事業の対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、提案のあった取組の実施に要する経費であって、国からの調査委託費として措置することができるものとして、別紙に掲げる費目に限る。

なお、地方公共団体の職員の人件費、耐久消費財や用地の取得費、施設整備費、営利のみを目的とした取組に係る経費、提案団体の通常の運営経費、提案のあった取組の実施に直接に必要な経費以外の経費、委託期間の間に実施されない取組に係る経費、国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費は対象とならない。

(4) 委託事業の実施地域

実施地域に制限は設けない。

(5) 実施期間

本事業として実施する取組は平成21年度中に実施可能なものとする。具体的な期間は、委託契約の日から総務省が別に定める日までとする。

(6) 実施体制

提案に基づく事業を受託する都道府県等の受託者は、委託契約の全部または事業内容の決定、事業運営方針の決定、進行管理等、本事業の根幹に係る業務を一括して委託または請け負わせてはならないこととする。

ただし、委託し、または請け負わせることが合理的と認められる業務については事業の一部を市町村、民間企業等の主体に委託し、または請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該主体の名称等（住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）について事前に総務省に通知し、再委託の承認を受けることとし、また、当該主体の選定に用いた仕様書を併せて総務省に提出することとする。

また、次の場合は承認を受けることを要しない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的で以下に示す軽微な委託及びこれに準ずると認められる再委託で契約金額の5分の1を超えない場合
 - ・ 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - ・ 調査研究報告書等の外注印刷等の類
 - ・ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - ・ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

ただし、総務省の承認に際しては、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査する。

なお、あらかじめ再委託することを明示し、その実施体制、役割分担を届け出ている場

合は、その範囲内で報告により再委託を行うことができる。

(7) 選定方法

総務省自治行政局緑の分権改革推進室において、外部の有識者等を交えた評価会を開催し、提案を順位付けした上で選定する。

(8) 選定基準

選定に当たっては、次に掲げる評価項目を基に、総合的に評価を行う。

【経済効果】

- ・雇用創出効果
- ・環境産業への投資面での効果

【実現性・発展性】

- ・委託期間終了後の継続的な取組の有無
- ・クリーンエネルギーを使った新たな地域づくりなど、調査終了後の事業展開の有無
- ・市町村との協力・連携（都道府県関係）

【費用対効果】

- ・手法と費用のバランス
- ・委託経費の積算の適切性

【妥当性】

- ・目標に対する手段（取組）の妥当性
- ・他の適切な手段（取組）の有無

(9) 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を依頼し、又は応募内容について実現可能性や実効性を確認するため、必要に応じてヒアリング等を実施することがある。

また、委託先候補の決定後、必要に応じて契約締結時までに総務省と委託先候補との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

4. 提案書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

- ①様式1（Word形式）：提案書（表紙、提案団体、提案事業、対象地域、提案の背景、実施体制、概算見積額について記載）
- ②様式2（Excel形式）：事業実施計画工程表（事業実施スケジュールについて記載）
- ③様式3（Excel形式）：概算見積額の内訳（実施する取組の概算見積額の内訳について記載）

④補足資料（様式自由）：提案を補足する資料があれば、添付することができる。

5. 募集期間・提案手続

（募集期間）

平成22年1月14日（木）～1月29日（金）

（募集締切）

平成22年1月29日（金）17：00必着

※ 締切日までにおいて提案事業の根幹にかかわる変更があった場合は、直ちに下記の問い合わせ先に連絡をするとともに、変更後の提案書類を提出すること。

（提出方法）

提出書類は、総務省自治行政局緑の分権改革推進室に郵送するとともに、様式についてはあわせて電子ファイルを提出先に提出すること。なお、ファイルサイズが大きい場合には複数回に分けて提出すること。

6. 応募後の手続とスケジュール

本事業のスケジュールは、おおむね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

（ヒアリングの実施）2月上旬

募集期間終了後に、提案内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じて電話によりヒアリングを実施することがある。

（選定）2月上旬

提案事業について、総務省自治行政局緑の分権改革推進室において、提案内容の優劣、提案内容間のバランスなどを考慮しつつ選定する。

（契約締結）～3月下旬

選定された提案の応募者（委託先候補）との間で、契約条件の協議を行った上で委託契約を締結する。

なお、本委託契約は、平成21年度補正予算（第2号）（案）（平成21年12月15日閣議決定）が成立し、当該事業が実施可能になった後に、委託契約を行うこととしている。

（報告等）

平成21年度内に報告書の納入を行うこと。具体的には「7. 納入成果物」を参照のこと。

また、必要に応じて中間報告を求めることとし、その場合は別途様式を示すものとする。

7. 納入成果物

(1) 調査報告書等

本調査の成果物を以下のとおり作成することとする。

①報告書及び概要版 2部

報告書については、事業内容、調査により得られたデータ、目標の達成状況、収支報告、今後の事業展開を含むこととする。

②上記①の報告書等を電子化したもの（CD-ROM） 1枚

③作業上作成した資料 2部

④上記③の資料を電子化したもの（CD-ROM） 1枚

(2) 納入先

総務省自治行政局緑の分権改革推進室

(3) 納入期限

平成22年3月31日（水）

8. 問い合わせ・提出先

総務省自治行政局緑の分権改革推進室

T E L : 0 3 - 5 2 5 3 - 5 5 2 3

M A I L : chisei@soumu.go.jp

委託対象経費の範囲

項目	説明	具体例
システム関係経費	委託事業で用いるシステムの調達に係る経費	・委託事業の遂行に直接必要なシステム・ソフトウェアの企画、設計、開発に係る外注請負費
リース・レンタル料	委託事業の遂行に必要な機械装置、その他備品を必要とする場合におけるそのリース・レンタルに要する経費	・太陽光パネル ・計測機器 ・車両借上
設置工事費	機械装置等の設置にかかる労務費等必要な経費	
保守費	機械装置等の保守(機能の維持管理等)を必要とする場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費	
会議費	委託事業の遂行に必要な情報、意見等の交換、検討のための会議の開催に要する経費	・委員等謝金 ・委員等旅費 ・会議室借上費 ・雑費(会議の茶菓、弁当等(アルコール類は除く。)に係る経費) ・資料作成費(会議の資料作成に係る印刷・製本費等の経費)
消耗品費	委託事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入又は製作に要する経費 ※消耗品とは、取得価格が10万円未満(消費税込)または使用可能期間(耐用年数)が1年未満のものをいう。	・事務用品(委託事業にのみ特化して使用するもの)
通信運搬費	委託事業に直接要する通信回線の月々の使用料および資料等の郵便発送等	・回線費 ・切手代、郵送料
調査費	委託事業に必要な調査や効果測定に必要な経費	・報償費 ・燃料費 ・アンケート調査費
報告書作成費	成果報告書の印刷・製本に要する経費	・契約に基づいて総務省に提出する、成果報告書等の作成のための経費
ソフトウェア使用料	委託事業に必要なソフトウェアに係る月々の使用料等	・委託事業の遂行に直接必要なソフトウェアに関しライセンス契約を締結して限定使用する使用料
その他経費	以上の各経費のほか、委託事業を実施するために特に必要と認められる経費	・施設等の除却・整地費用(実証調査の事業展開候補地に存在する既存施設等の除却・整地に要する経費に限る。)